

犯罪被害者等の損害回復にも配慮した 犯罪被害給付制度における債権管理の在り方

警察庁

1 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度の趣旨

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯給法）第1条

この法律は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の**犯罪被害等を早期に軽減**するとともに、これらの者が**再び平穏な生活を営むことができるよう支援**するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、…

本制度は、殺人等の故意の犯罪行為による被害については、**本来加害者が一義的に損害を賠償する責任を有するところ**、実際には加害者に資力がなく賠償を得られないことが多いという実情を踏まえ、他の公的給付制度でも救済されず、何ら救済を受けられない犯罪被害者等に対し、**国が社会連帯共助の精神に基づき全額公費負担で給付金を支給し、犯罪被害者等の精神的、経済的被害を早期に軽減する趣旨のもの**として設けられた。

国の損害賠償請求権の取得

犯給法第8条第2項

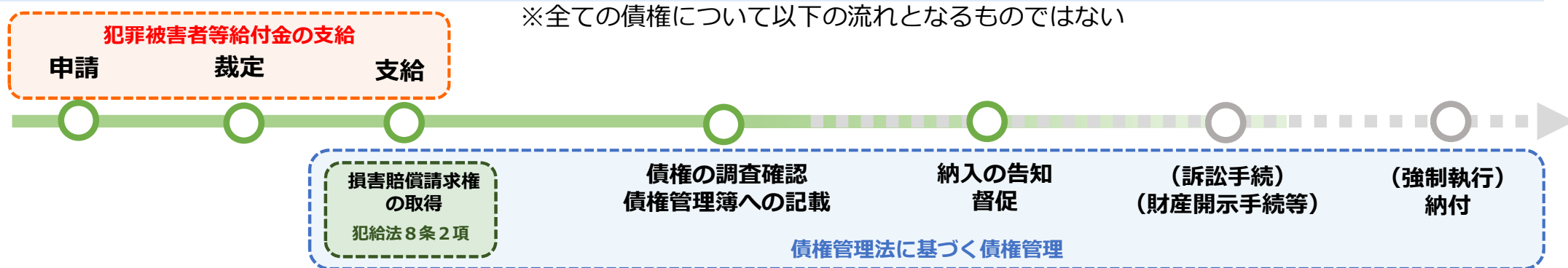
国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、**当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得する。**

給付金の支給額の限度で、犯給金の支給を受けた方の有する損害賠償請求権を国が取得。

→ 国が取得した損害賠償請求権は、国の債権の管理等に関する法律に基づいて管理。

2 債権管理に関する状況及び要望

債権管理プロセス（イメージ※）



（参考）国の債権の管理等に関する法律（債権管理法）第10条

債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなければならない。

会計検査院による是正処置要求事項（令和6年10月）

処理要求事項の内容

- ・ 適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備すること。
- ・ 加害者の資力に関する事項について、裁定に係る調書に適切に記載するよう都道府県警察に周知すること。

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見（関係部分抜粋）

要望番号	要望事項
56	犯罪被害者等給付金の給付によって国に損害賠償債権が移転するところ、国が持つ各種情報を活用し、より徹底して加害者から回収を行ってほしい。その際、被害者にも通知されれば、被害者の債権回収にも資する。

3 犯罪被害者等の損害回復にも配慮した債権管理の在り方

基本的な考え方

- 債権管理法の求める「債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合する」処理の観点も踏まえ、法令に従った適時適切な処理をすることを前提としつつ、
- できる限り犯罪被害者等の損害回復に配慮した運用を検討。

取組例

加害者に対して、被害者への支払い責任があることを念頭に置いた内容で、連絡等を実施

取組例

申請者の方に対して、国の債権管理の流れを教示
(+ 犯罪被害者等が行う民事上の責任追及に関する制度として、
法テラス（民事法律扶助）や検察庁（損害賠償命令制度）を紹介)

債権管理プロセスのイメージ（再掲）

